

26.5.18
18-28

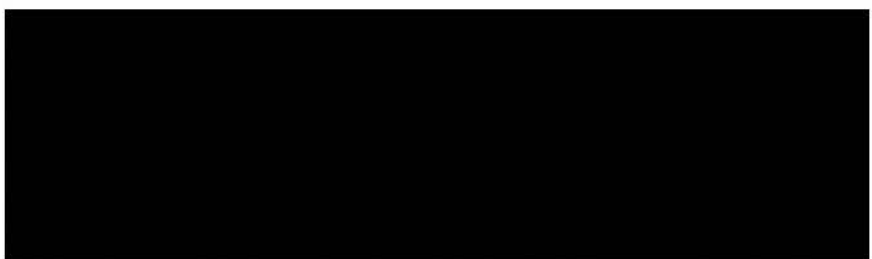
不作為についての異議申立書

平成26年5月18日

佐賀県武雄市武雄町大字昭和1-1

武雄市教育委員会 殿

異議申立人



行政不服審査法に基づき下記のとおり異議申立する。

記

1 異議申立人の住所、氏名、年齢

住所

氏名

年齢



2 不作為にかかると処分の内容

及び申請年月日

(1)

申請年月日 平成 26 年 4 月 6 日

申請の内容 公文書開示請求

「図書館歴史資料館管理業務仕様書

7. (1) で定める、平成 26 年度の

事業計画」

(2)

申請年月日 平成 26 年 4 月 6 日

申請の内容 公文書開示請求

「平成 26 年度の武雄市図書館・歴史資

料館の行政財産使用許可申請に関する

文書」

(3)

申請年月日 平成 26 年 4 月 20 日

申請の内容 公文書開示請求

「平成 25 年度の武市教文生文書件名簿

の内、文書番号 147 番以降の部分

全て」



3 異議申立の趣旨及び理由

(1) 及び (2) は、それぞれ平成26年4月21日付け武市教文生第17号及び第18号において開示決定期間が平成26年5月7日に延長されたが、平成26年5月18日現在これらの決定通知書を受領していない。

(3) は、武雄市情報公開条例第9条第1項で定める開示決定期間を経過したが、平成26年5月18日現在、決定通知書を受領していない。

これらの内容は、武雄市情報公開条例第9条に違反しているので直ちに必要な公開決定を行うように文化・学習課に対して命じるよう求める。

以上

この郵便物は平成26年5月18日
第112-19
60430-3号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社



郵便認証司

平成26年5月18日

